

津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会規約

(目的及び設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成(変更を含む。以下同じ。)に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、法第6条第1項の規定に基づき、津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、津山市山北520番地に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 連携計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号のほか目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、公職にあることにより委嘱又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門員)

第5条 協議会において審議する事項について専門的立場から指導及び助言を行わせるため、協議会に専門員を置くことができる。

- 2 専門員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会の会議において必要と認めたときは、委員又は専門員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 会議において協議が整った事項について、委員及び関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りでない。

(幹事会及び分科会)

第10条 協議会は、協議会の会議に付すべき事案の調整その他協議会の運営に関し必要な事項を処理するために幹事会を、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議するために分科会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が指名する委員を、分科会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 幹事会及び分科会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局を津山市経済文化部交通政策課に置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(解散する場合の措置)

第14条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長がこれを清算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年3月26日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱された委員の任期は、第4条2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

別表第1（第4条関係）

団体・機関名	役職	氏名	選出区分
津山市	市長	桑山 博之	
津山市	副市長	中山 満	
岡山大学大学院	准教授	橋本 成仁	学識経験者
美作大学	教授	杉山 知子	学識経験者
津山市連合町内会	副会長	坂本 道治	地域住民代表
津山市連合町内会	副会長	小林 幹夫	地域住民代表
津山市連合町内会	副会長	山本 祐之	地域住民代表
津山市連合町内会	副会長	落 博之	地域住民代表
津山市連合町内会	副会長	智和 正	地域住民代表
津山市連合町内会	副会長	小椋 懋	地域住民代表
津山市連合町内会	交通防犯部長	政岡 哲弘	地域住民代表
津山市老人クラブ連合会	会長	水野 久寿也	地域住民代表
津山市社会福祉協議会	会長	小山 了	地域住民代表
公募		歌房 靖夫	利用者代表
公募		金田 稔久	利用者代表
中鉄北部バス株式会社	取締役	原田 徹夫	運送事業者代表
岡山県タクシー協会	津山支部長	下山 武紀	運送事業者代表
西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社企画課	課長	小谷 浩一	運送事業者代表
中鉄労組	書記長	野上 茂	運送事業者労働組合代表
中国運輸局岡山運輸支局	企画専門官	村上 弘人	関係行政機関
岡山国道事務所計画課	課長	北澗 弘康	関係行政機関
津山署交通課	課長	樋口 昭憲	関係行政機関
岡山県生活環境部交通対策課	課長	宮原 茂	関係行政機関
美作県民局土木部管理課	課長	森本 芳	関係行政機関
津山市経済文化部	部長	高原 清隆	関係行政機関
津山市土木部	部長	高山 文秀	関係行政機関
津山市小中学校校長会	会長	米戸 啓道	関係行政機関
津山市環境福祉部	部長	中田 尊子	関係行政機関
監査事務局	局長	豊岡 俊介	関係行政機関